

## 報告

# コロナ禍における保育園の現状と対応

大庭正宏

(社会福祉法人陽光福祉会 理事長 兼 太陽の子保育園 園長、白梅学園大学非常勤講師)



## はじめに

この原稿を書いている7月中旬でも「都内の保育園で感染相次ぐ……保育士や職員、園児ら」と、職員や園児の感染が確認され休園となる旨の報道が続いている。自分も含め、現在保育園の園長は、園内で感染者が出るのは防ぎようがない、でも、自分のところでは出ないで欲しいと、祈りにも似た気持ちで運営しているのではないかな。

今回「新型コロナウイルス感染症にどう立ち向かったのか」をテーマに原稿執筆の依頼を受けたものの、どうしたらよいか確証が持たず、全国的な状況と地域の現状に左右されつつ、ある種、刹那的な対応を続けながらここまで来た。「立ち向かえていた」とは全く思えないが、コロナ禍における保育園の現状とこれまでの対応を振り返る絶好の機会をいただいたと考え、記録として残していきたいと思う。

## 休園できない保育園

1月に初めて国内の感染者を確認、2月にはクルーズ船の集団感染があったが、この頃はまだ危機感を感じるほどではなく、2月13日付での厚生労働省(以下、厚労省)からの連絡でも、湖北省から帰国した子どもや職員に対しての注意喚起が中心であった。

2月26日に、初めて羽村市から「新型コロナウイルスに対する対応について」の事務連絡があり、イベントと発熱への対応について記されていた。イベントについては、お別れ遠足の延期または中止の要請、卒園式では飲食を伴う謝恩会の中止の要請で、お別れ

遠足は前週に行っていたので安堵した記憶がある。発熱については、37.5℃以上の場合には登園をお断りし病児保育の利用をすすめるという厳しい内容ではあったが、これまでの対応と大きく変わるものではなく、特別なことという実感はなかった。

状況が一変したのが、翌2月27日に公表された臨時休校の要請である。小中学校と高校に向けた要請で、社会全体で大きな問題となった。幸い自園ではほとんど影響を受けずに済んだが、年度末の忙しさに感染症対応が加わり、さらに家に小学生がいる職員が出勤できなくなるなどして職員数が減った園は大変だったと思う。

一方、保育園・幼稚園・認定こども園は「一斉休園を要請しない」とされ、特に保育園については原則開所が求められた。そもそも保育園は休園できない。正確には、幼稚園等を含む学校では学校教育法施行規則や学校保健安全法にて休校についての規定が定められているが、保育園にはこれに代わる規定がなく、休園は想定外のこととなっている。自然災害時も同様であり、昨年台風も平成26年の豪雪も、保育園は朝7時に開所した。豪雪の際には、雪をかき分け何とか保育園に到着し、同じように出勤した職員とともに、すべての家庭に連絡をとり、登園者がいないことを確認した後に雪かきをおこなって保育園を閉めた。この場合も、休園の伝達ではなく、登園の確認であり、登園者が1人でもいれば保育園を開けていなければならない。

このような状況であるため、保育園が休園にならないことは予想していたが、それでも今回の原則開所には少なからず驚いた。というのも休校について首相は、

「子どもたちの健康、安全を第一に考え、多くの子どもたちや教員が日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える」と述べていた。これを聞いて保育関係者が、「保育園の子どもたちの健康・安全はどうなるのか」と考えるのは当然だと思う。これについて厚生労働省は3月5日付の「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて(第二報)」(以下Q&A)上で、「学校は一斉休校するのに、なぜ保育所等はしないのか」という問いに対して「保育所等については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることや、春休みがないなど学校とは異なるものであることから、原則として引き続き開所いただくこととしております」と答えている。4月に発出された緊急事態宣言を受けて小中高の休校措置は春休み後も継続されたが、保育園の原則開所も同様に継続され、「保育園の子どもたちの健康・安全はどうなるのか」についての回答はないままである。

都内では緊急事態宣言を受け、千代田・中央・杉並・豊島・渋谷・墨田・足立・文京区など、一部の地域では保育園が休園となった。これはどのような規定に基づいたものであるのか、感染者数が4月の感染拡大期を上回るペースで推移している現在、通常通り開園している現況との整合性はどのように考えるのか、今後の参考のためにもぜひ知りたいところである。

## 保育園での対策

4月7日に緊急事態宣言が発出され、人と人の接触機会を最低7割、極力8割の削減が呼びかけられた。これを受け、羽村市から保護者に対して自宅保育の要請が出された。保育園からも「緊急事態宣言の発令に伴う保育園の対応について」として、自宅に保護者がいることが可能な家庭に対して登園自粛の協力をお願いした。

登園自粛の要請期間は6月末まで続き、緊急事態宣言下の2ヵ月の出席率は3~4割程度となった。緊急事態宣言以降は、感染拡大防止に最新の注意を払いながら保育を行う必要があるが、具体的にどうすればよいのか分からない。新型コロナウイルス感染症を予防のために注意すべきこととして厚生労働省から示されたものは、Q&Aで示された以下の内容だけである。

まずは、一般的な感染症対策や健康管理を心がけてください。最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことです。具体的には、石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを行ってください(適切な手洗いの手順等については『保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改

訂版)』のP14等をご参照ください。)。また、新型コロナウイルス感染症対策として、手が触れる机やドアノブなど物の表面には、消毒用アルコールの他、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒が有効です。

定期的な換気も併せて行ってください。特に、行事等により、室内で多くの子どもたちが集まる場合には、こまめな換気が重要です。

なお、保育現場においてマスク等が必要というご意見も伺う中、保育施設の職員に1人1枚、布製マスクが行き届くよう配布を行っているところ。また、市区町村がマスクや消毒液の購入等に必要となる経費を上限50万円まで補助することとしております。

「保育所における感染症対策ガイドライン」は、保育園で順守すべきこととして常に取り組んでいることであり、新型コロナウイルス感染症対策として挙げられているのはドアノブの消毒と換気のみである。しかし、連日報道で感染症対策として挙げられている「3密の回避」や「マスク着用」については一切情報がなく、その対応は各園に投げられた状態である。

物的な支援についても、購入経費の補助はあっても、マスクや消毒液が品切れのため購入することができず、結局は布製マスクが1人1枚配布されただけであった。東京都からの支援はさらに乏しく、情報提供は皆無で、物的支援についても高値ながらもようやく使い捨てマスクが購入できるようになった頃に、使い捨てマスクが配布されたのみであった。原則開所が求められるも、対応は保育園と市区町村の担当課に投げられ、不安感を抱きながらの保育は、新しい生活習慣が求められている現在も続いている。

報道やインターネット上で様々な情報が行き交うなか、何を指針に保育を行えばよいのか、悩む保育園も多かったと思う。園内でできることとしては、保育室内の清掃、手洗いの徹底、定期的な換気を行うことぐらいだが、不安が強まる中、これでは不十分で何か特別な対応をしないとイケないのではと考えるのは当然であると思う。地元保育園の情報交換用SNSを見返してみると、手洗い、手指消毒、園内・玩具の消毒、散歩、行事など様々な話題がのぼっている。玩具の消毒については、アルコール、次亜塩素酸水(酸性水)、次亜塩素酸ナトリウムのどれがよいのか保健所に問い合わせた園によると、保育園の玩具について絶対にこれを使用すべしという指標は出されていないという回答で、結論が出ないままタイムラインが流れている。ぬいぐるみについては、使わない園がある一方、毎日洗濯して日光消毒、そのために2セット用意している園、次亜塩素酸水を噴霧している園など様々である。散歩については、屋外は園庭のみとして中止する園、散歩には行くが公園の遊具は使用しない園、ブラン

コ・すべり台など使う遊具のすべてを消毒してから遊ぶ園など、こちらも様々である。

## 自園での対応

緊急事態宣言が発出された後は、「保育所における感染症対策ガイドライン」と日本小児感染症学会の「保育園における新型コロナウイルス感染症に関する手引き」を軸に、日本小児科学会・日本小児科医会・CRNのホームページを参考に対策を検討することとし、その他の情報は必要時に調べるだけにとどめ、「線引きをすること」と「保育園の役割を果たす」ことを柱としつつ、手探りの保育を続けている。

「線引きをすること」については接触リスクの視点で、できることとできないこと、意味がありそうなこととそうでないことを線引きし、できること・意味がありそうなことにリソースを集中した。同じクラスの子ども同士の濃厚接触は防ぎようがないので、給食を含めて特別な対策はとらない。他のクラスの子どもとの濃厚接触についても避けることは難しいが、夏まつりや誕生日会など一同が集まって行うことは現時点では行わない（誕生日会はクラスごとに実施）。子どもと職員との濃厚接触についても避けることは難しいが、リスクの軽減に意味はありそうなので職員はマスク着用で保育を行う。保護者と子どもの接触は避けるべきものであるため、登降園について保護者は園舎内に入らず、各クラスの屋外テラスで行うこととし、そのためにテラス全体に屋根をつける工事を行った。園内の密集を避けるため保育時間の短縮をすることは、意味があるとは思えないため、保護者には求めている。

緊急事態宣言下では登園する園児数が少ないため、過剰ではと迷う対応もとりあえずは行うことができたが、解除後は児童数も通常に戻り、久しぶりの登園で落ち着かない子どもが多数いる中、「安全そうだから」で過剰な対策をとるのは困難である。無理に行えばケガや事故のリスクにつながってしまう。また「なんとなく心配だから」で、これまで行ってきたことをやめ

てしまうのも、結果的にはリスクの増大につながると考えている。保育における対応の線引きをある程度明確にし、保護者の理解を得た上で、迷いながらも運営していくしかないと思う。以下は、保育園より保護者に配布した「7月以降の対応について」の保育内容について記した文書である。

### (1) 感染防止対策

保育園での感染防止対策は「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について（令和2年5月14日時点）厚生労働省」に基づき、保育室内の清掃、石けんでの手洗いの徹底に併せ、特に手が触れる箇所の消毒、定期的な換気を引き続き行っています。

### (2) 新しい生活様式

ご存じの通り「新しい生活様式」が継続して求められています。新型コロナウイルスの感染拡大を抑えるため、「新しい生活様式」をしっかりと心掛けていくことが重要であることは言うまでもありません。しかし、保育園での生活においては、3密（密閉・密集・密接）を避ける・人との間隔を最低1メートルは空ける・食事の時は対面ではなく横並びなど対応しきれないことが多く、現実的には（1）での対策以上のことは難しいと考えます。保護者の皆様には、この点をご理解いただいた上で保育をご利用くださいますようお願い申し上げます。

### (3) マスクの着用について

子どものマスク着用については「現実的ではない」との意見（日本小児科学会「新型コロナウイルス感染症に関するQ&A」）を踏まえて必須とはせず、保護者の方の希望に応じた対応とさせていただきます。ただ、園庭や散歩など外遊び、プール遊びの際には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクが指摘されていることから、マスクを外させていただきます（スポーツ庁「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」参考）。



赤ちゃんに語りかけながらミルクを飲ませる保育士。マスク着用のため、表情が伝わりづらい



ロッカーもアルコールのウエットシートで毎日2回消毒している



職員のマスク着用については7月も継続して行います。ただ、外遊び（プール遊びを含む）の際には、熱中症のリスクを考慮し、マスクを外させていただきます。

#### (4) 散歩（園外保育）について

散歩について、散歩先の公園に人が多くいる場合は別の公園に移動します。また、公園で遊んでいる一般の方とはできる限り距離をとるようにし、それが難しい場合は別の公園に移動します。公園を出る際には石鹸で手洗い（難しければ手指消毒）を行います。

#### (5) プールについて

プールや水遊びにつきましてはプール水の遊離残留塩素濃度を適切に管理した上で通常通り行います。プールについては「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて（スポーツ庁・文部科学省）」において、プール遊び自体は感染リスクが低いと示されています。ただ、複数クラスによる合同授業がもたらす密集・密接のリスクについては対策を講じるべきとされています。保育園でのプール活動はクラスごとでの実施となりますので、特段リスクが高くなるとは考えづらく、通常通りの実施とさせていただきます。

保育園は子どもの最善の利益のために、子どものみならず家庭も含めた支援を行う福祉施設である。この役割はコロナ禍においても変わるものではないが、実際に行うのは難しく、どのようにバランスをとっていくのか現在も苦慮している。緊急事態宣言が発出され登園自粛を求める際も、各家庭の個別性を考慮せず一律に要請を行ってよいものか、悩みながらもこの時は要請を行うこととした。ただ、つらい時でも保育園を利用してはいけないと感じてしまうのは避けるべきと思ひ、要請は文書のみとし、保育士から口頭での要請は一切行わず、自宅での保育中に何か困ったことがあったらすぐに保育園まで電話をいただけるよう伝えることにした。

前述したとおり、緊急事態宣言下の登園率は3～4



空いた保育室を利用して動画を撮影し、Youtubeで配信した

割となり、ここから先は、登園している子どもと登園自粛中の子どもの2方向の支援となる。

登園している子どもへの支援として、友達の人数が減って寂しくないよう、普段以上に保育士と子どもとのアタッチメント形成の機会を増やしていくこと、毎日散歩に出るなど、できる限りこれまでと変わらない生活をおくれるよう配慮した。クラス（年齢別）を合同にして1クラスの人数を増やすことも検討したが、密を減らすために登園自粛をお願いしているから、集団の人数を増やすことはあり得ないと考え、1クラスの人数が3名と少ない時でも担任を配置して保育を行った。そのため、子どもの人数ほどには職員の数を減らすことはできず、職員の在宅勤務は週に1～2日程度となった。また、この時期に働いている保護者の負担を考慮し、お迎え時にはできる限り話を聞くよう努めた。

登園自粛中の子どもに対しては、4月中旬頃から5月末まで、保護者向けホームページ（要ログイン）にて毎日1本ずつ、職員による絵本や紙芝居の読み聞かせ・ペープサート・ダンスなどの動画を作成して配信し、毎日多くの方に視聴してもらえた。また、4月の下旬に保育園からのプレゼントとして絵本とメッセージカードを贈った（登園している子どもには絵本を手渡し）。このように間接的な対応ではあったが、保育園とのつながりを切らさないようにした。

家庭への支援としては、ホームページ上での情報発信をこまめに行い、自宅にいても常に最新の情報が手に入るようにした。この際、コロナ関連の記事ばかりでは見るのが嫌になってしまうため、いつも以上に保育園での様子や職員のブログ記事も増やし、バランスをはかるよう心掛けた。

また、4月中旬と5月中旬の2回、登園自粛中のすべての家庭に担任が電話をし、自宅保育の様子の聞き取りを行った。この電話の目的は、子どもの様子を確認することに併せ、保護者の様子も聞き取り、つらい状況であれば保育園の利用をすすめることにあった。ただ、実際に電話をしてみると、保育園や職員を気遣ってくださる方が非常に多く、電話をかけた保育士が逆に励まされることもしばしばであった。1回目の電話ではいなかったが、2回目の電話で数件、育児不安で限界に近い家庭があり、スポットでの短時間保育や週数回程度の保育利用を提案した。短時間保育を利用した保護者からは、これで明日から頑張れると感謝され、これまで本当に大変だったのだろうと保護者の苦勞を感じるとともに、コロナ禍を理由に保育園としての役割が果たせていなかったのではとの思いが募った。そして、それは今も続いている。